
一般社団法人日本卸電力取引所 職員行動規範

(職員の定義)

第1条 本行動規範における職員とは、日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)に勤務する一般社団法人日本卸電力取引所が雇用する従業員、出向職員、派遣社員等を含む全ての職員をいう。

(基本的義務)

第2条 職員は、社会的な良識ならびに倫理観に従うとともに、職務遂行に際して法令及び本取引所が定める定款及び諸規程を遵守し、中立性を保つ義務を負う。

(守秘義務)

第3条 職員は、職務上知り得た機密情報及び個人情報等を漏洩し、又は自己の利益の目的のために利用してはならない。離職後(出向職員については出向解除後)においても同様とする。

(中立性確保義務)

第4条 職員は、特定の利害関係者に対して利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 出向職員は、職務遂行に関して出向元の指示を受けてはならない。

(利害関係者との接触に際しての禁止事項)

第5条 職員は、職務遂行上直接利害関係のある会員、発注先、委託先、その他法人・個人(以下「利害関係者等」という。)から、社会通念の範囲を超える過剰な接待、利益や便宜の供与等を受けてはならない。

- 2 前項にて禁止されない範囲内においても、その内容につき疑義の生じる恐れがある場合には、理事長またはその指名する者(以下「責任者」と総称する。)に事前に届け出て、その了承を得なければならない。やむを得ない事情により事前に届け出ることができない場合には、事後、速やかに報告しなければならない。
- 3 前二項の規定は、出向職員が出向元で受ける福利厚生等については適用しない。

(違反に関する情報の報告)

第6条 職員は、他の職員のその遵守すべき事項への違反があるとの情報を得た場合には、これを速やかに、かつ内容を改変することなく責任者に報告しなければならない。

(その他の義務)

第7条 職員は、第2条乃至第6条に定めた作為・不作為の義務に加えて、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) 自らの経歴等を詐称しないこと。
- (2) 故意または重大な過失により本取引所に損害を与えた場合は、その責めを負うこと。
- (3) 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。
- (4) 許可なく、職務以外の目的で、本取引所の施設・物品等を使用しないこと。
- (5) 職務に関連して自己の利益を図らないこと。
- (6) 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。

(有価証券等の売買に関する事項)

第8条 職員は、有価証券等への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合に、当該有価証券等の新規取得あるいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び出向職員が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。

(違反に対する処分)

第9条 職員にその遵守すべき事項への違反があると認められる場合においては、理事長が指名した委員により構成される調査委員会を設置して、本人からの事情聴取を行うなどの実情調査を行い、その結果を理事長に報告する。違反の事実が明らかとなった場合には、当該職員に対し、本取引所内規等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかとなった場合には、当該職員に対し、本取引所内規等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(誓約書の提出)

第10条 職員は、本職員行動規範の趣旨を理解した上で、これを遵守する旨の誓約書を責任者に提出しなければならない。

附則

第1条 本規程は、平成19年7月13日から施行する。

改定施行 平成 28 年 2 月 18 日